

桜山第1マンホールポンプ場 No. 1 ポンプ及び
沼間第2マンホールポンプ場 No. 1 ポンプ
更新工事

共通事項及び特記仕様書

令和8年度

逗子市 環境都市部 下水道課

目 次

第一節 共通事項 1

第二節 特記仕様書 3

第一節 共通事項

(工事の着手)

第1条 工事契約締結後、早期に監督職員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督職員に提出すること。

(疑義の解釈)

第2条 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督職員の指示に従うこと。

2 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者受注者で協議すること。

(法令関係の遵守)

第3条 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行うこと。

(施設の保全)

第4条 移設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第5条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工すること。

(工事終了後の処理)

第6条 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃すること。

(安全管理)

第7条 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図ること。

2 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めること。

3 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督職員と協議し、これを遵守すること。

4 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じること。

5 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出すること。

6 遠方、山囲、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造とすること。

7 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督職員と協議のうえ、その地域へ適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をすること。

8 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をすること。

9 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じること。

(工事写真)

第8条 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。

2 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。

- 3 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督職員の立会のもと撮影すること。

第二節 特記仕様書

1 工事名称 桜山第1マンホールポンプ場 No. 1 ポンプ及び沼間第2マンホールポンプ場 No. 1 ポンプ更新工事

2 工事場所 逗子市桜山7丁目地内（桜山第1マンホールポンプ場）及び
逗子市沼間5丁目地内（沼間第2マンホールポンプ場）

3 工 期 契約の日から令和9年2月19日まで

4 工事の目的

本工事は、桜山第1マンホールポンプ場 No. 1 ポンプ及び、沼間第2マンホールポンプ場 No. 1 ポンプの更新工事を行い、当該マンホールポンプ場の安定的な運転管理及び機能保全を図ることを目的とする。

5 工事内容

（1）既設ポンプ仕様

機 場 名	桜山第1マンホールポンプ場	沼間第2マンホールポンプ場
ポ ン プ 型 式	株式会社クボタ製 SU-82TB	株式会社クボタ製 KS-VL52AK
液 質 ・ 液 温	汚水・常温	
口 径	φ 65mm	φ 50mm
吐 出 量	0.128m ³ /min	0.036m ³ /min
全 揚 程	10.9m	4.6m
フ ラ ン ジ 規 格	JIS10K（着脱ベンド付）	
電 動 機 形 式	水中・乾式	
電 動 機 出 力	4P ・ 1.5kw	4P ・ 0.75kw
周 波 数 ・ 電 圧	50Hz ・ 交流 3 相 200 v	
定 格 電 流	7.5 A	4.0 A
吊り上げチェーン	SUS304 7.5m	SUS304 3.5m
吸 込 管 口		SCS13/SUS304 1 本
ケ ー ブ ル 長	30m	

（2）更新内容

ア 既設同等品に更新する。

イ 現在稼働中の設備のため極力短時間で汚水の圧送に支障をきたさないよう更新を行う。

6 工事計画

受注者は、発注者と協議のうえ現地作業日程を取り決めるものとする。

7 作業基準

（1）作業は、午前8時30分以降に開始し、午後5時15分までに終了するものとする。

- (2) 作業の実施にあたっては、事故の発生することがないように十分注意すること。また、工事施工中に構築物等の破損があった場合は、直ちに監督員に連絡し、指示に従うこと。
- (3) 作業が終了したときは、市の指定する職員の検査を受けるものとし、その職員の指示に従うこと。
- (4) 工事施工に使用する諸機械は、作業に最も適したものをを用いること。
- (5) 本工事における電気工事の作業範囲は、ポンプから制御盤内端子台までの間とする。

8 安全衛生管理

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 受注者は、工事施工中は気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 受注者は、事故防止を図るため、安全管理については、実施計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (4) 酸欠等災害防止
 - ア 受注者は、マンホール内に入る場合は有資格者が酸素濃度、硫化水素濃度等を測定し、その結果を記録すること。なお、測定の結果が基準値を満たさない場合は、必要な対策を行った後、再度測定を行い、基準値を満たしていることを確認してから作業を行うこと。
 - イ 受注者は、マンホール内で作業を行うときは必ずマンホール上部にも人員を配置し、マンホール内で単独作業は行わないこと。
- (5) 電気災害の防止
 - ア 受注者は、接地線及び漏電遮断器の点検を確実にを行うこと。制御盤内の作業を行う場合は、必ず停電状態を維持し、通電復旧後は充電部に身体や工具等が接触しないよう、適切な安全措置を講じること。
 - イ 受注者は、通行人が誤って触れることがないように立入禁止の措置を行うこと。
 - ウ 受注者は、制御盤の作業終了後施錠を確認し、扉開放による部外者の感電事故や雨の浸入による漏電事故が発生することのないよう注意すること。
- (6) クレーン災害の防止
 - ア 受注者は、ポンプ吊り上げ、設置を行うときの玉掛作業やクレーン操作は必ず有資格者が行うこと。
 - イ 受注者は、マンホール内に人が入った状態で吊り上げ、設置作業を行わないこと。
- (7) 墜落災害、落下物災害の防止
 - ア 受注者は、マンホール開口部に安全柵等を設置し、人や工具等の墜落・落下を防止すること。
 - イ 受注者は、マンホール内で作業を行うときは墜落落下防止措置を講じること。
- (8) 受注者は、下水中に種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生管理には十分留意すること。
- (9) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (10) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告

をするとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

- (11) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により発注者に届けること。

9 公衆災害防止

- (1) 工事施工中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 工事施工区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (3) 工事施工に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (4) 前項に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

10 完成図書

(1) 内容

完成図、実施工程表、検査成績書、試運転成績書、納品書、工事写真、その他必要と思われるもの。

(2) 提出部数

2部（インデックス見出し付、フラットファイル又はパイプファイル綴込）
その編集方法については、監督職員と調整すること。

11 廃棄物処分

工事により発生する各廃棄物については関係法令に基づき適正に搬出及び処分しなければならない。なお、発生材のうち発注者のスクラップ（鉄屑）処分が可能な部材等については、逗子市浄水管理センター内指定場所まで運搬・仮置きするものとし、監督職員の指示に従うものとする。

12 逗子市環境方針の遵守

受注者は、発注者の定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように工事を施工しなければならない。

13 その他

- (1) 受注者は、業務遂行にあたり、第三者、施設、車両等に損傷を与えた場合は直ちに監督職員へ報告を行うと共に、受注者の責任において処理にあたらなければならない。
- (2) その他疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで別途協議する。